

福島高専における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

令和4年4月1日
リスク管理室会議決定

国内外に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、今後とも社会全体として長期的な対応が必要となる。本校ではその状況を踏まえ、「福島高専における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を定め、学生の安全と学修機会の確保の両立を図り、安定的な学校運営を行うこととする。

1. 休校や遠隔授業の実施に関する基準

通常授業を継続することを基本としつつ、社会全体や学校内の状況を総合的に勘案し、休校や遠隔授業の実施に関する基準を次のとおり定める。

休校や遠隔授業を実施するにあたっての基本的な考え方

政府、自治体からの要請

- (1) 政府の緊急事態宣言及び福島県（いわき市）の緊急事態措置等による休業要請がある場合。

周囲の環境

- (2) いわき市内（通学圏内の近隣市町村を含む）に感染経路不明な感染者が多数いることが報告された場合。
- (3) 本校関係者（学生及び教職員の同居家族等を含む）に感染者が確認された場合。（休校等の処置の詳細については、感染の状況や接触者の有無等を踏まえ保健所と協議する。）

2. 新型コロナウイルス感染症対策の体制

本校リスク管理室（室長：校長）において対策全般について審議する。室長のもと、活動ごとに責任者を置き、副校長（感染症対策担当）が総括責任者として健康管理及び学校運営等の全般を統括する。通常は、校長と全責任者で対策のための協議を行い決定するが、緊急の場合には、個々の活動責任者と校長・総括責任者の協議により対応方針を決定する。事務は、事務部長が総括し、総務課が学生課の協力を得て対応等に当たる。

3. 感染予防対策に関する基本方針

【健康管理全般】総括責任者：副校長（感染症対策担当）

- ◆ 学生及び教職員は校内では必ずマスクを着用するとともに、手洗い、教室等の換気、咳エチケットを確実に実施する。（掲示物等を作成し教室・トイレに提示）。
- ◆ 学生及び教職員は、日常的に十分な睡眠とバランスのとれた食事の摂取を心がけ、抵抗力をつけるよう配慮する。
- ◆ 学生及び教職員は感染拡大地域等への不要不急の外出を避けるとともに、学校内外のさまざまな活動等において感染防止対策を実施する。
- ◆ 学生及び教職員は、毎朝起床時に検温を行うとともに、「健康観察シート」により自身の健康状態と前日の行動を記録する。
- ◆ 発熱や体調不良が認められる場合、学生は学級担任または学生支援係に、教職員は人事係に連絡した上で自宅療養する。
- ◆ 学生または教職員自身が感染者となった場合、または感染者の濃厚接触者となった場合は、学生は学級担任または学生支援係、教職員は人事係に速やかに連絡する。
- ◆ 同居する家族・親族等の海外渡航について、学生は学生課（国際交流担当）、教職員は人事係に連絡する。
- ◆ 学校におけるすべての活動においては、いわゆる「3つの密」が重ならないよう十分に配慮する。「3密」とは、下記の通り。
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多数が集まる密集場所
 - ③間近で会話や発声する密接場面
- ◆ 教室等においては、常時、2か所以上の窓等を20cm程度開放し、換気の徹底を図る。窓を閉じて授業を行わざるをえない場合は、少なくとも30分に一度、100秒間程度、複数の窓や扉等を開けて換気を行う。また、休み時間には、必ず窓を開けて換気を行う。
- ◆ 教室以外の施設（図書館、情報処理教育センター、LL教室、体育施設、学生保健センター等）の使用にあたっては、各施設の定める規則に従うこと。

「消毒作業」

- (1) 教室
教室の入室前などに適宜、手洗い及びアルコールによる手指消毒を行う。
- (2) 各学科実験室等
使用者は、使用前に手洗いまたは手の消毒を行う。設備や備品等の消毒作業の要否については、各学科の判断を踏まえ、担当教員の監督のもとで適宜、実行する。

(3) その他

詳細は、各施設の責任者の指示に従う。

※トイレ、階段の手すりの消毒作業は委託業者により行う。

消毒作業に必要な物品は学校で手配する。

※「健康管理」「消毒作業」等に関する疑問・問題等は総括責任者（副校長（感染症対策担当））に問合せのこと。

以下の諸活動については、上記の「健康管理全般」の指針を踏まえつつ対応することが基本

【本科授業の実施】責任者：教務主事

- ◆ クラス単位の活動を基本とする。
- ◆ 授業中は常時換気を行うとともに、学生間の間隔を可能な限り大きくとるよう努める。
- ◆ 階段教室で授業を実施する場合は、出席する学生の上限を100名程度とし、一人置きに座るなど、1 mを目安に間隔を取るよう努める。
- ◆ 他クラスとの合同授業を実施する場合は、出席する学生数の上限を実施する部屋の定員の半数までとする。

【専攻科授業の実施】責任者：専攻科長

- ◆ コース単位の活動を基本とする。
(50人以上の集合となる場合は、合同での活動は不可)
- ◆ 合同授業の場合には、一人置きに座る。

【学生活動・課外活動・学校行事】責任者：学生主事

- ◆ 3密を回避するなど、活動ごとの感染防止対策を策定し、承認を得たもの（部活動の練習やミーティング等）について活動を許可する。
- ◆ 各種活動においては、活動時間等に関して、学校が定める規則に従うこと。
- ◆ オンラインによる「勧誘活動」、「入部届の提出」などについては、学生委員会の定めるガイドラインに従うこと。
- ◆ 学内外を問わず、活動団体での会食（新入生歓迎会等）を禁止する。
なお、合宿・遠征等の宿泊を伴う行事については、事前に学生委員会の許可を得ること。
- ◆ 委員会や課外活動のミーティングは、換気の良い場所で可能な限り短時間で実施し、個々人が接触する活動を回避するよう努める。

- ◆ 学校閉鎖等に伴う遠隔授業実施後の活動の再開については、その都度学校からの指示に従う。

【研究活動、就職・進学のための活動、インターンシップ】

責任者：地域環境テクニカル長、男女共同参画推進・キャリア教育支援室長

(研究活動・企業面談)

- ◆ 対応は電話やメール等を基本として、極力接触しないようにする。
- ◆ 外部の関係者に本校において感染防止対策を実施中であることを周知する。
- ◆ 各研究室の記録簿を作成して参加者及び使用者、場所及び時間を記録する。
- ◆ 不要不急の活動は回避する。

※研究活動の実施にあたっては、「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を確認のこと。

(就職・進学のための活動)

- ◆ 就職活動または編入学試験のために県外のまん延防止等重点措置適用地域への往来が必要な場合、学生は事前に担任（コース長）と協議の上、その指示を仰ぐこと。また、活動後の体調管理に努めるものとし、体調不良の場合は速やかに報告する。

(インターンシップ)

- ◆ 説明会はオンラインを原則とする。
- ◆ 企業から提供された募集案内、パンフレット、動画等を学生向けに公開する。
- ◆ 質問等は、メールで企業に直接問い合わせることとする。

※インターンシップ科目の実施については、「就職活動やインターンシップ等への参加の考え方について」を確認のこと。

【寮の運営】 責任者：寮務主事

- ◆ 部屋単位での活動を基本とする。
- ◆ 他の部屋の出入りや集会は極力回避する。やむをえない場合には、場所や日時等を記録する。
- ◆ 常時マスクを着用する。
- ◆ 寮内における行事は、十分な感染予防対策を講じたうえで実施する。ただし、飲食を伴う活動は禁止する。
- ◆ 寮生は、入寮日14日前からの体調・行動記録（家族分も含む）を入寮日に提出する。

- ◆ 入寮日には体温測定を行う。発熱者は帰宅し、自宅療養とする。
- ◆ 食堂では手洗いの導線を固定する。また、座席は間隔を空けて配置する。
- ◆ 食事中は会話を避ける。
- ◆ 配膳は、寮生が交代制で行う。（ビニール手袋着用）
- ◆ 食堂の各テーブルには台ふきんを用意する。

【海外渡航、留学生の受け入れ】責任者：国際化・SDGs 推進センター長

- ◆ 原則渡航中止とする。（レベル2以上）
- ◆ 原則海外からの留学生及び渡航者は受入れない。（レベル2以上）
- ◆ なお、詳細に関しては「2021年度からの留学生受入並びに海外派遣に関するガイドライン」に従う。

【環境整備】責任者：総務課長

- ◆ 学外者の来校管理の強化（正面玄関への受付設置）
- ◆ 手洗い等の励行に関する啓発資料の掲示（学科全教室、全トイレ）
- ◆ マスクの確保（保健室及び学生課に配置）
- ◆ 消毒液等の確保（学科全教室、正面玄関、図書館棟玄関、専攻科棟各階、売店前等に配置）
- ◆ 手洗い用石鹸の確保（全トイレに配置）
- ◆ 非接触型赤外線温度計の確保（保健室及び全教室に配置）
- ◆ 3密環境の回避（管理棟及びビジコミ棟エレベーターの利用制限）
- ◆ 換気対策（換気方法の案内掲示及び換気のための教室出入り口のドアストッパー器具等の設置、二酸化炭素濃度計の教室への設置）

（3）体調不良者等の対応策

【体調不良者が確認された場合】 別紙1参照

- 自宅で発熱、風邪症状が確認された場合は、学生は担任または学生支援係、教職員は人事係に連絡する。また、登校・出勤を控え自宅療養を行う。
- 学校で発熱、風邪症状が確認された場合は、状況等を学生は担任または学生支援係、教職員は人事係に連絡し、帰宅して自宅療養を行う。
寮生については、別途検討する。
- 学生または教職員は、感染が疑われる症状がでたら受診・相談センターに相談する。（別紙2：流れ図①〜）

【PCR検査を実施することが決定した場合】 別紙2参照

- 検査の結果が出るまで、出席・出勤停止
検査を受けることになった場合は、学生は学生支援係へ、教職員は人事係へ速やかに報告する。また、結果（陰性であった場合も含む）も同様に報告

する。（別紙２：流れ図③）

※同居家族等が PCR 検査を受検する場合、濃厚接触者となった場合も同様の扱いとする。

【感染者の発生が確認された場合】 **別紙 2 参照**

- 治癒するまで、出席・出勤停止
いわき市保健所から感染確認の連絡が入った場合（別紙２：流れ図②）、学生は学生支援係へ、教職員は人事係へ速やかに報告する。
（別紙２：流れ図③）
- 学校の全部または一部の臨時休業の検討
学校は、保健所と協議を行いその指示に従うとともに保健所の積極的疫学調査の実施等に協力し、登校禁止の期間及び範囲等を決定する。
（別紙２：流れ図④）
- 高専機構本部危機管理室への報告
校長は、学生または教職員の感染の事実を確認したときは、高専機構本部危機管理室へ報告する。（別紙２：流れ図⑤）

【濃厚接触者が確認された場合】 **別紙 2 参照**

- 原則 7 日間の自宅待機
調査の結果、濃厚接触者となった学生は学生支援係へ、教職員は人事係へ速やかに報告する。（別紙２：流れ図③）
また、学校は、保健所からの対処や消毒の方法などについての指示や助言に基づき対応する。

【感染者や対策に携わった人への配慮】

- 新型コロナウイルス感染症に陽性と判明しても解雇その他不利益な取り扱いを行わない。また、感染者や対策に携わった人への差別的な取り扱いを禁止する。

【体調不良が確認された場合】

<毎朝の健康チェック>

◎検温 ◎健康観察・行動記録シートの回答
自己チェックにより登校・出勤の可否を判断

<体調不良が見られた場合>

- ・発熱
- ・風邪症状（喉頭痛、咳、倦怠感等）

異常なし

<自宅療養>

- 学生（寮生は原則帰宅）
公欠扱い等→ 担任（又は学生支援係）に連絡
※通院時には、証明書を取得のこと
- 教職員
職務専念義務の免除 → 人事係に連絡

◆医療機関への受診確認の手順◆

風邪の症状（発熱、咽頭痛、咳、倦怠感など）の場合は、かかりつけ医へ電話連絡を行い、診察時間の指定、受診手順を確認する。

（院内感染を防ぐため車内待機となるケースがある。
近所であっても自家用車での通院を求められることがあるため、事前確認が必要。）

<登校・出勤>

- 授業時間中・勤務中に体調不良が起きた場合

- ・発熱
- ・風邪症状（喉頭痛、咳、倦怠感等）

体調不良の場合は帰宅し、自宅療養へ。
（学生は、担任または学生支援係に連絡）

検温、健康チェックを忘れた学生・教職員は、休憩時間を使い速やかに実施

～感染が疑われる症状が現れたら～

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- 比較的軽い風邪の症状が続く場合
（7日以内に感染者との接触がある）

◆これらに該当する場合は、直接病院を受診せず、必ず事前に「**受診・相談センター**（TEL）0120-567-747」に電話で相談。

【PCR検査実施・感染発生・濃厚接触が確認された場合の流れ】

